

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	平成 30 年 8 月 28 日 (火) 午前 9 時 30 分
閉会年月日時刻	平成 30 年 8 月 28 日 (火) 午前 11 時 56 分
開会の場所	邑楽町役場 2 階 204 会議室
議案事項	<p>議案第 42 号 平成 29 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について</p> <p>議案第 43 号 邑楽町図書館協議会委員の任命について</p> <p>議案第 44 号 邑楽町文化功労賞に関する要綱について</p>
その他	<p>1) 平成 30 年度邑楽町教育費補正予算 (案) について</p> <p>2) 邑楽町教育研究所設置条例の一部を改正する条例 (案) について</p> <p>3) 平成 30 年 9 月行事予定について</p> <p>4) 次回教育委員会について</p> <p>5) その他</p>
出席者	<p>教 育 長            藤 江 利久</p> <p>委        員            黒 澤 幸男</p> <p>委        員            岡 田 真幸</p> <p>委        員            谷 津 洋子</p> <p>委        員            中 村 郷志</p>
説明員	<p>外部評価委員      福 島 慶子</p> <p>学校教育課長      中 繁 正浩</p> <p>生涯学習課長      半 田 康幸</p> <p>教育委員会書記    高 橋 克徳</p>

会議録

議長（藤江）

ただ今より、8月定例教育委員会を開会いたします。  
まず、報告事項ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行う」とありますが、これに基づきまして、8月10日に岡田真幸委員を教育長職務代理者として指名しましたので、ご報告いたします。岡田委員よろしくお願ひいたします。  
それでは今回の議事録署名人を決定いたします。  
岡田委員、中村委員にお願いします。  
続きまして、教育長事務報告ですが、前教育長の期間も含めまして私からご報告します。

前回の教育委員会から今回の教育委員会まで、行事予定表を基に主なものを説明させていただきます。

7月31日は保健センター職員1名が退職辞令を受けました。8月3日に子ども議会がありました。小学校と中学校に分けて、午前と午後に行いました。8日は第25回中央公民館の建設検討委員会が行われ、ホールの愛称が「邑の森ホール」に決定しました。9日は大竹前教育長の退任式がありました。10日は新教育長として私が就任させていただきました。同日、関係者へのあいさつまわりをしました。18日は文化財保護調査委員会が行われました。多々良沼にも以前生息していたムジナモですが、委員の一人が10年育ててやっと花が咲いたとのことで、貴重な写真を見せていただきました。19日はおうら祭りが行われました。素晴らしい花火もありました。20日は課長会議がありました。同日に道徳授業改善研修会も行われました。21日は町教職員全体研修会があり、ソプラノ歌手の齊藤千花さんの講演と歌の披露がありました。同日に保育士の採用面接がありました。また、戦没者追悼式も中野公民館で行われました。24日は議会の全員協議会に出席しました。その他スポーツ大会等があり、あいさつをさせていただきました。子どもたちに関して、おうらイングリッシュキャンプを今年初めて行いました。ずっと前は国際交流ということでオーストラリアの方に行っていたわけですが、サーズなどの病気の発生など海外の不穏な情勢で、取りやめており、それに替わるものということで、22・23日の2日間行いました。東毛少年自然の家に宿泊し、翌日は富岡市の自然史博物館とサファリパークを回ってきました。私も

会議録

	<p>あいさつに行ってきましたが、子どもたち 12 人、スタッフ ALT5 人、役場職員 3 人で実施し、すごく楽しいキャンプになったと思っています。教育長事務報告は以上になります。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問等ありますか。ないようですので、次に議事に入ります。最初にお諮りしますが、議案第 43 号 邑楽町図書館協議会委員の任命については委員委嘱等案件のため、その他の 1) 平成 30 年度 邑楽町教育費補正予算（案）について、その他の 2) 邑楽町教育研究所設置条例の一部を改正する条例（案）については議会議決案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び第 8 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし〕</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>異議なしと認めます。議案第 43 号 邑楽町図書館協議会委員の任命について、その他の 1) 平成 30 年度 邑楽町教育費補正予算（案）について、その他の 2) 邑楽町教育研究所設置条例の一部を改正する条例（案）については非公開にし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>それでは、議案第 42 号 平成 29 年度 邑楽町教育委員会点検評価報告書についてですが、福島外部評価委員さんに出席していただきますので、少々お待ちください。</p> <p>（福島外部評価委員入室、着席）</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>福島外部評価委員さんにおかれましては、お忙しいなか、ご出席いただきありがとうございます。本日はよろしく願いいたします。まず、最終の修正箇所などについて、学校教育課長・生涯学習課長より説明をお願いし、そのあと、福島様からご意見をいただき、最後に質疑応答や意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いします。それでは、中繁学校教育課長・半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>学校教育課関連では修正点はございませんでした。この教育委員会の点検評価報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規</p>

会議録

	<p>定に基づき作成し、議会に提出するとともに公表するものであります。平成 29 年度の教育委員会活動を振り返るとともに、本町教育委員会の基本方針である「教育行政方針」について、教育委員会が自ら事務の進捗状況について点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を反映させていただき作成いたしました。点検評価の内容につきましては、教育委員の皆様には事前にご確認いただいておりますので、本日は学識経験者のご意見をお伺いし、ご承認いただければ議会に提出をさせていただきますと思います。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>生涯学習課関連は、文章の変更はございませんが、勤労青少年ホームの名称につきまして、「ヤングプラザ」、「おうらヤングプラザ」、「勤労青少年ホーム」という 3 つの異なった名称が混在をしていましたので、条例に基づきまして「勤労青少年ホーム」に統一させていただきました。ただし、固有名詞である「おうらヤングプラザ友の会」や「ヤングプラザ利用団体連絡協議会」などにつきましては、そのまま残してあります。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問等ありますか。ないようですので、続きまして、福島外部評価委員さんからご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>外部評価委員（福島）</p>	<p>学識経験者からの意見ということで、点検評価報告書に基づきまして、自分なりにピックアップした部分に特化して作成をいたしました。はじめに、児童生徒が生き生きと学ぶ魅力と特色ある学校経営ということで、毎年触れておりますが、これが重要なことだと思います。今までは校長のリーダーシップが中心でしたが、教頭の補佐、全教職員の組織の一員としての自覚を付け足させていただきました。校長だけではなく、全教職員が一丸となって取り組む姿勢が肝心です。また、校長が「今日的課題」、「群馬県学校教育の指針」、「おうら生き生きプラン」を基に、自校の児童生徒、家庭、地域の実態等を適切に踏まえて、明確な学校経営方針を立てることが重要です。更に、校長は「私はこういう児童生徒にしたい」、「こういう学校をつくりたい」という強い信念をもち「そのために〇〇する」、「〇〇を重点として取り組む」ということを、自分の言葉でわかりやすく表現することが大事です。そして次に、教頭</p>

## 会議録

は校長の学校経営方針を理解し、補佐としてその学校経営方針を具現化するために、指導力を発揮していかねばならないと思います。校長のプランだけでなく、更にそれを具現化していく教頭の取り組みが非常に大切だと思います。そして、教頭はフットワークを軽くし、職員との信頼関係を確立して、校長を支え、学校運営に携わって欲しいと思います。このことは各学校ともやっぴらっしゃると思いますが、更にお願ひしたいと思います。そして、全教職員が学校経営参画意識を持ち、組織の一員であることを自覚して取り組むよう頑張っぴて欲しいと思います。もう一つ、児童生徒が自校の良さを自覚し、誇れる学校にして欲しいと思います。邑楽町には6小中学校あり、各学校に必ず魅力と特色があります。児童生徒が自校の良さやすばらしさを自覚し、「私の学校にはこういういいところがある」、「こういうところが素晴らしい」と言えて、誇れる学校をつくり上げることに期待します。そして、各学校には校歌がありますが、その校歌の歌詞には、その地域の自然の特色やこういう子どもになって欲しいという願ひが入っていると思いますので、自分の学校の校歌を大事にしてっぴて欲しいと思います。

次に、自ら学び考え行動する力の育成ということで、今回も重要項目としてあげさせてもらいました。前期及び後期の学校訪問に参加させていただき、「はばたく群馬の指導プラン」や「(同)実践の手引き」の活用、「めあて」「振り返り」の授業構成を意識した授業は、より浸透してきたと見受けられます。ぜひ、それを継続してっぴたいて、更に各学校では、教職員と子どもの負担軽減や時間の効率化のためにも、学習習慣の統一・徹底に取り組んでっぴたきたいと思います。

学力の向上については、各学校において重要な課題です。これは邑楽町に限ることではなく、全国に当てはまります。「身に付いたことは、どんなことがあっても失われない」ということを管理職並びに教職員がしっかりと認識し、学力向上に取り組んでっぴたいと思います。

次に、指導体制の充実ということで、少人数指導、ティームティーチング、教科担当制など、より学力が向上するよう各学校で実態を踏まえて工夫・改善を引き続きお願ひします。

次に、チェックとアクションについてです。基礎基本学習確認テスト、学力テスト、全国学力学習状況調査等の結果を踏まえて、成果と課題を明確にし、できる範囲でできるだけ早く解決してっぴていくということをお願

## 会議録

いします。

次に、調和のとれた「豊かな人間性」の育成についてです。道徳の授業については支援事業の委託を受け、教育研究所でも道徳班を立ち上げて町全体で取り組んでいることは、道徳教育の推進につながったと思います。私は道徳の授業というのは、まず自分の内面を見つめ、自分がどういう考え方をしているかを客観的に知り、これからどう行動していけばよいかを自覚させるものだと思います。そのためには、一単位時間の授業内容の構成において、終末の「振り返り」が大切と考えます。各学校の道徳推進教師が中心となって、全教職員の指導力を高め、道徳の実践の場としての家庭・地域との連携を図っていただきたいと思います。

次に、自己実現を図る生徒指導、教育相談の推進についてです。「いじめ防止基本方針」を基本とした継続的・組織的な実践を更にお願ひしたいと思います。いじめ対策は、学校が落ち着いて平穏な時が一番重要であると考えます。「何にもないから大丈夫」ではなく、そういうときこそが大事であり、児童・生徒の変化を見逃さないよう取り組んでいただければと思います。

続きまして、生涯学習の分野です。まず、心豊かな生涯学習社会づくりについてです。待ちに待った中央公民館が9月1日に開館します。邑楽町にもホールのある誇れる公民館ができたことを嬉しく思います。中央公民館については、期待の聲が高まっていますが、その一方で町民の間でも様々な意見が存在していることから、その社会的な意義や具体的な中身について、広く理解を求める活動が引き続き求められます。これからの運営によって、この公民館ができて良かったという思いにつながっていきますので、いろんな課題もあるかもしれませんが解決しながら取り組んでいただければと思います。また、開館を目前に控えて、これまでに経験したことのない作業が多く待ち受けていることから、慎重かつ確実な事務執行に努め、事業の進捗に支障のないように取り組む必要があります。新しいことをするという事は、非常に大変なことがあります。それだけにやりがいがあり、軌道に乗ったときは大きな喜びがあると思います。ぜひ、課題を乗り越えていただきたいと思います。

次に、地域に根を生やした、たくましい青少年の育成についてです。これは魅力的な町づくりと学校教育と生涯学習の連携です。東京等に出て行って、邑楽町に帰ってくる人もたくさんいると思います。町づくりに

会議録

	<p>関わることですが、そういう人たちが生活できる受入体制が少しずつ整っていけばいいと思います。そして、「邑楽町に生まれてよかった」「邑楽町にはこんないいところがある」など郷土を誇りに思える青少年を育成して欲しいと思います。学校教育、生涯学習等が連携していきながら、取り組んでいただければと思います。</p>
議長（藤江）	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 42 号平成 29 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
議長（藤江）	<p>議案第 42 号平成 29 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書についてを提案どおりに決定いたします。ここで、福島外部評価委員さんにはご退席いただきます。本日は、お忙しいなかありがとうございました。</p> <p>（福島外部評価委員退室）</p>
議長（藤江）	<p>次に議案第 44 号邑楽町文化功労賞に関する要綱について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
生涯学習課長（半田）	<p>教育委員会の文化関係の表彰につきましては、長い間、町の総合計画の中に課題として掲げられてきたところです。なぜ何十年もこれが制定されなかったかといいますと、スポーツ関係では、中体連、高体連、それからそれぞれの競技団体などで非常に序列化がしっかりしており、県の予選を経て、県の代表として関東大会・全国大会に出場する選手を表彰するというので、明確な基準が設けられています。それに対し、文化関係につきましては、いろんな団体があり、これらが統合されていないという状況の中で、全国で表彰されたからといって一律に教育委員会で表彰するのは難しいという状況がありました。それでも文化団体の方からは、何とか表彰制度を作って欲しいという要望が毎年出されていました。それを受け、優秀な成績を収めたから表彰をするというのは現状では難しいが、長年文化活動の指導者として功績がある、あるいは公民館</p>

会議録

等で指導者として長年活動されたというような外形的な活動で評価できる部分について、まずは表彰しましょうということに社会教育委員の会議の中で決定しました。

その表彰に関する要綱案につきまして、説明いたします。第1条は趣旨で、先ほど述べた事情を踏まえ、町の文化の振興に寄与し、その功労が顕著であると認められる団体及び個人を表彰します。具体的に第2条には、表彰の要件といたしまして、次のいずれかに該当するものとしています。まず第1号では、文化協会が行う表彰を受けてから概ね5年を経過し、かつ文化団体として20年以上の活動歴がある団体としています。次に第2号では、文化協会の表彰を受けてから概ね5年を経過し、かつ、文化団体の役員として10年以上活動している実績がある個人としています。ただし、邑楽町民で芥川賞をとったとか、あるいは日展で入賞したとかそういう方が出ないとも限らないので、1号・2号の規定によらず特別に表彰ができる規定として第3号を設け、ここでは芸術文化の向上に特別に貢献した団体及び個人としています。第3条では、各団体や個人からまず推薦書を提出していただくこととし、その前提として文化協会長の表彰を受けていることが条件となります。第4条では、教育長、社会教育委員会議の議長、文化協会長、生涯学習課長の4名で選考委員会を構成し、提出された推薦書の内容の審議、可否を決定していくこととしています。また、その他選考委員会の委員長が特に認めたものということで追加することも可能となっています。第5条から第7条までは、具体的な事務に関わる内容となっています。第8条は、これら以外に詳細に定めるものについては、教育長が別に定めることができる規定となっています。

本年度から始められるように9月の頭ぐらいには要綱を施行し、1か月間の募集期間を設けて、本年度の町民文化祭での表彰に間に合うように進めていきたいと考えています。ただし、今後5年間につきましては、第2条の第1号及び第2号に該当する対象者はいませんので、主に第2条第3号を適用し、これまでに功績のあった方を抽出して表彰をしていくこととし、5年後からは正式な規定により表彰していくという流れになっていくと考えています。

議長（藤江）

何かご質問等ありますか。



会議録

教育委員（岡田）	文化協会で行う表彰というのは、具体的にどんな内容ですか。
生涯学習課長（半田）	こちらは同じく外形的な、役員を何年やったことでの表彰ということで、文化協会の現在の案ですと、文化協会に所属して10年以上の実績がある団体あるいは10年以上団体に所属し役員をしている個人となっています。
教育委員（岡田）	役員になってからこの表彰の対象になるまで最低何年かかりますか。
生涯学習課長（半田）	文化協会の表彰は役員という規定はございませんので、町の教育委員会の表彰規定により役員歴10年以上ということですね。ただ、協会の表彰の規定が活動歴10年以上ですので、実際文化協会に加入した個人としては、15年の実績があつてなおかつ役員を10年以上ということですね。最短ですと15年です。
教育委員（黒澤）	団体に所属していないと個人としてはだめですか。
生涯学習課長（半田）	文化協会自体が団体の連合組織です。文化協会長の表彰を受けての教育委員会の表彰になりますので、団体に所属していないとだめだということになります。第2条第3号で救うことはできますけれど。
教育委員（黒澤）	それ以外の者というのは、教育長等が推薦した者ですか。
生涯学習課長（半田）	そういうことです。選考委員会の中で議題としてこういう人がいるよということ、あげてもらふことになると思います。先ほども言ったように功績については、評価がなかなか難しい部分があるので、誰もが知っている有名な賞でないと推薦はしづらいという部分があります。
議長（藤江）	団体の役員というのは団体の長ということですか。
生涯学習課長（半田）	役員ということですので、会計や書記でも大丈夫です。それぞれの団体が規約とかの中で役員と規定していれば大丈夫です。

会議録

議長（藤江）	募集した場合、秋の文化祭の時に表彰で何人くらい来る予定ですか。
生涯学習課長（半田）	該当者はものすごく多いと思います。既に文化協会や公利連に加盟して20年以上やっている団体はとてたくさんあります。しかし、基本的には予算の範囲内でやっていくということになりますので、文化協会の方も例えば最初に100人表彰してしまっただけで、その後全くないということのを避けるために、たぶん20人とか30人とか文化協会表彰自体を制限してくると思います。それを受けてということになりますので、ある程度何年間かで平準化するような形で当面は進めていくと思います。教育委員会表彰も同じような形でやっていくことになると思います。
教育委員（黒澤）	邑楽町の在住でなくてもいいのですか。
生涯学習課長（半田）	在住である必要はないです。第2条の中で町内に住所を有するか、町内に活動の拠点を有するものと規定していますので、町外在住者でも、例えば邑楽町公民館で活動しているとか、長柄公民館で活動しているということであれば対象になります。
教育委員（中村）	例えば邑楽町に住所があって、隣町で活動しているというのも対象ですか。
生涯学習課長（半田）	「又は」ということですので文面上は可能ですが、その場合は文化協会の加盟団体ではなくなってしまうと思います。そうすると文化協会の表彰を受けられないので、自然と対象から外れてしまうことになります。
議長（藤江）	ほかにありますか。ないようですので、議案第44号邑楽町文化功労賞に関する要綱について、ご承認いただけますでしょうか。
	（賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第44号邑楽町文化功労賞に関する要綱についてを提案どおり決定します。次にその他の3)平成30年9月行事予定について、中繁学校教育課長・半田生涯学習課長説明をお願いします。

会議録

<p>学校教育課 長（中繁）</p>	<p>学校教育課の9月の主な予定行事を読みあげる。</p>
<p>生涯学習課 長（半田）</p>	<p>生涯学習課の9月の主な予定行事を読みあげる。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次にその他の4) 次回の教育委員会についてですが、9月25日（火）午前9時30分からで どうでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>それでは次回の教育委員会は9月25日（火）午前9時30分から行うこ とに決定しました。</p> <p>次にその他の5)その他について、何かありましたらお願いします。</p>
<p>生涯学習課 長（半田）</p>	<p>先ほど教育長事務報告の中で、中央公民館のホールの愛称が決定したと 報告がありました。それにつきまして追加で説明をさせていただきます。</p> <p>これまでの経過につきましては、その都度、教育委員会でもご報告して きたところです。まず、5月1日から5月31日まで全国から愛称の案を 募集いたしまして、877人から755案の提案がございました。その中から 愛称選考委員会で5つに絞り込みまして、これを一般の住民のみなさん や施設利用のみなさんに投票で決定していただくということで、7月1 日から7月31日まで投票を受け付けました。結果ですが、投票総数は523 票、無効が33票、有効投票が490票になりました。無効票の内容につき ましては、主に必要事項である名前や住所が未記入のものや重複して2 票投票したものです。5つの案の中で第1位になりましたのは、「邑の森 ホール」で投票数は149票、無効票が8票ありましたので、有効数とし ては141票、得票率は28.8%でした。第2位が「木楽々ホール」で有効 票が131票、第3位は「おうらの杜」、第4位は「ゆめみらいホール」、 第5位は「邑のホール」という順番になりました。8月8日に建設検討委 員会にこの結果を確認いただきまして、決定したところでございます。</p> <p>町民の皆様には広報の9月号でお知らせします。また、9月1日の中央公 民館開館記念式典の席上で、この愛称の提案者に対して表彰状と記念品 の贈呈を行う予定でございます。</p>

会議録

議長（藤江）	何かご質問等ありますか。
教育委員（黒澤）	ホールにプレートは付けますか。
生涯学習課長（半田）	9月1日には間に合わないかもしれませんが付けます。
教育委員（岡田）	何かホールを使うイベントの時は、ホールの名前を使用することになりますか。
生涯学習課長（半田）	「邑楽町中央公民館 邑の森ホール」という表現に統一して、これからのホームページやチラシ等を作って行きたいと思います。一旦決めた以上は、この愛称が定着するよう協力していただければありがたいと思います。
教育委員（黒澤）	「邑」という字は、振り仮名をつけなければ分からないかもしれませんね。
生涯学習課長（半田）	それは気をつけます。邑楽町の人には慣れているかもしれませんが、他市町村の人はなかなか分からないと思いますので、ルビを振るなど注意していきたいと思います。
議長（藤江）	ほかにありますか。ないようですので、ここで公開案件は終わりにします。次に非公開案件に入ります。議案第43号邑楽町図書館協議会委員の任命についてを議題とします。
	以下非公開
議長（藤江）	議案第43号邑楽町図書館協議会委員の任命についてを提案どおりに決定します。
	次にその他の1)平成30年度邑楽町教育費補正予算(案)についてを議題とします。
	以下非公開

会議録

議長（藤江）

次にその他の2) 邑楽町教育研究所設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

以下非公開

以上で8月の教育委員会を閉会します。